

2019年10月29日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請
第1回ヒアリング説明資料リスト

(通し頁)

1. 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の説明資料の記載方針について (1)
2. 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について 「玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更の内容」 (11)
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明 (玄海原子力発電所) (37)

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の説明資料の記載方針について

1. 説明資料の記載方針について

- (1) 今回の保安規定変更認可申請は、「①1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更」、「②運用の明確化に伴う変更」及び「③記載の適正化に伴う変更」である。

説明資料は、「①1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更」の中から説明を要する変更箇所を記載し、廃止措置を実施するにあたっては軽微な変更である②、③は記載していない。

- (2) 説明資料は、伊方発電所の説明資料（令和元年9月19日）の構成を参考に記載する。

2. 添付資料について

- (1) 保安規定第1編（運転段階の3号炉及び4号炉の保安措置）及び第2編（廃止措置段階の1号炉及び2号炉の保安措置）の変更箇所を「●」又は「○」で示す。

- (2) 説明資料に記載している変更箇所を「●」で示す。

以上

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内訳明細資料記載箇所

保安規定 第1編 (運転設備の3号炉及び4号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第1章 総 則				
第1条 目 的	-	-	-	
第2条 基本方針	-	-	-	
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	-	-	-	
第2条の3 安全文化の醸成	-	-	-	
第2章 品質保証				
第3条 品質保証計画	○	-	-	①2号廃止により不要となる基準削除
第3章 保安管理体制及び評価				
第1節 組織及び職務				
第4条 保安に関する組織	-	-	-	
第5条 保安に関する職務	●	○	-	①原子力技術部長の職務見直し、廃止措置に係る職位の職務明確化、②防災課長の職務の明確化
第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会				
第6条 原子力発電安全委員会	-	-	-	
第7条 玄海原子力発電所安全運営委員会	●	-	-	①2号炉の記載削除
第3節 主任技術者				
第8条 原子炉主任技術者の選任	-	-	-	
第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	-	-	-	
第9条 原子炉主任技術者の職務等	-	-	-	
第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	-	-	-	
第4節 原子炉施設の定期的評価				
第10条 原子炉施設の定期的な評価	-	-	-	
第4章 運転管理				
第1節 準 則				
構成及び定数	-	-	-	
第11条の2 原子炉の運転期間	-	-	-	
第12条 運転員等の確保	-	-	-	
第13条 巡視点検	-	-	-	
第14条 運転管理に関する社内基準の作成	-	-	-	
第15条 引 籠	-	-	-	
第16条 原子炉起動前の確認事項	-	-	-	
第17条 火災発生時の体制の整備	●	-	-	①1、2号との共用設備修繕に伴う体制見直し
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	-	-	-	
第17条の2の2 火山影響等発生時の体制の整備	-	-	-	
第17条の3 その他自然災害発生時等の体制の整備	-	-	-	
第17条の4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	-	-	-	
第17条の5 資機材等の整備	-	-	-	

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内説明資料記載箇所

保安規定 第1編 (運転段階の3号炉及び4号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第17条の6 重大事故等発生時の体制の整備	-	-	-	
第17条の7 大規模損傷発生時の体制の整備	-	-	-	
第2節 運転上の留意事項				
第18条 水質管理	-	-	-	
第18条の2 原子炉冷却炉圧力バウンダリ隔離弁管理	-	-	-	
第3節 運転上の制限				
第19条 停止余裕	-	-	-	
第20条 臨界ポロン濃度	-	-	-	
第21条 減速材温度係数	-	-	-	
第22条 制御棒動作機能	-	-	-	
第23条 制御棒の挿入限界	-	-	-	
第24条 制御棒位置指示	-	-	-	
第25条 炉物理検査 - モード1 -	-	-	-	
第26条 炉物理検査 - モード2 -	-	-	-	
第27条 化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)	-	-	-	
第28条 原子炉熱出力	-	-	-	
第29条 熱流率熱水飽和係数 (FQ(Z))	-	-	-	
第30条 最終エンタルピ上昇熱氷路係数 (FNΔH)	-	-	-	
第31条 軸方向中性子束出力偏差	-	-	-	
第32条 1/4炉心出力偏差	-	-	-	
第33条 計測及び制御設備	-	-	-	
第34条 DNB比	-	-	-	
第35条 1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	-	-	-	
第36条 1次冷却系 - モード3 -	-	-	-	
第37条 1次冷却系 - モード4 -	-	-	-	
第38条 1次冷却系 - モード5 (1次冷却系満水) -	-	-	-	
第39条 1次冷却系 - モード5 (1次冷却系非満水) -	-	-	-	
第40条 1次冷却系 - モード6 (キャピティ高水位) -	-	-	-	
第41条 1次冷却系 - モード6 (キャピティ低水位) -	-	-	-	
第42条 加圧器	-	-	-	
第43条 加圧器安全弁	-	-	-	
第44条 加圧器遮がし弁	-	-	-	
第45条 低温度加圧防護	-	-	-	
第46条 1次冷却材蓄えい器	-	-	-	
第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	-	-	-	
第48条 余熱除去系への漏えい監視	-	-	-	

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内説明資料記載箇所

保安規定 第1編 (運転設備の3号炉及び4号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	-	-	-	
第50条 高圧タンク	-	-	-	
第51条 非常用炉心冷却系 - モード1、2及び3 -	-	-	-	
第52条 非常用炉心冷却系 - モード4 -	-	-	-	
第53条 燃料取替用水タンク	-	-	-	
第54条 削除 (2号炉に係る保安措置)	○	-	-	①表題の「(2号炉に係る保安措置)」を削除
第55条 原子炉格納容器	-	-	-	
第56条 削除 (2号炉に係る保安措置)	○	-	-	①表題の「(2号炉に係る保安措置)」を削除
第57条 原子炉格納容器スプレイス	-	-	-	
第58条 アニオラス空気浄化系	-	-	-	
第59条 アニオラス	-	-	-	
第60条 主蒸気安全弁	-	-	-	
第61条 主蒸気隔離弁	-	-	-	
第62条 主給水制御弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	-	-	-	
第63条 主蒸気遮がし弁	-	-	-	
第64条 補助給水系	-	-	-	
第65条 復水タンク	-	-	-	
第66条 原子炉補機冷却水系	-	-	-	
第67条 原子炉補機冷却給水系	-	-	-	
第68条 制御用空気系	-	-	-	
第69条 中央制御室非常用循環系	-	-	-	
第70条 安全補機空気浄化系	-	-	-	
第71条 外部電源	-	-	-	
第72条 ディーゼル発電機 - モード1、2、3及び4 -	-	-	-	
第73条 ディーゼル発電機 - モード1、2、3及び4以外 -	-	-	-	
第74条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	-	-	-	
第75条 非常用直流電源 - モード1、2、3及び4 -	-	-	-	
第76条 非常用直流電源 - モード5、6及び照射済燃料移動中 -	-	-	-	
第77条 所内非常用母線 - モード1、2、3及び4 -	-	-	-	
第78条 所内非常用母線 - モード5、6及び照射済燃料移動中 -	-	-	-	
第79条 1次冷却材中のほう素濃度 - モード6 -	-	-	-	
第80条 原子炉キャビティ水位	-	-	-	
第81条 原子炉格納容器貫通部	-	-	-	
第82条 使用済燃料ピットの水位及び水温	-	-	-	
第83条 重大事故等対応設備	-	-	-	
第84条 1次冷却系の閉止・漏えい検知の要施	-	-	-	

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内説明資料記載箇所

保安規定 第1編 (運転故障の3号炉及び4号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第84条の2 安全注入系停止弁漏えい検出の実施	-	-	-	
第85条 運転上の制限の確認	-	-	-	
第86条 運転上の制限を満足しない場合	-	-	-	
第87条 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	-	-	-	
第88条 運転上の制限に関する記録	-	-	-	
第4節 異常時の措置				
第89条 異常時の基本的な対応	-	-	-	
第90条 異常時の措置	-	-	-	
第91条 異常収束後の措置	-	-	-	
第5章 燃料管理				
第92条 新燃料の運搬	-	-	-	
第93条 新燃料の貯蔵	-	-	-	
第94条 燃料の検査	-	-	-	
第95条 燃料の取替等	-	-	-	
第96条 使用済燃料の貯蔵	○	-	-	①2編化に伴う種及び添文番号の変更
第97条 使用済燃料の運搬	-	-	-	
第6章 放射性廃棄物管理				
第98条 放射性固体廃棄物の管理	●	-	-	①1、2号炉との共用設備移管に伴う担当課長変更
第98条の2 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	-	
第99条 放射性液体廃棄物の管理	●	-	-	④放射性液体廃棄物放出管理目録値、トリウム放出管理基準値変更
第100条 放射性気体廃棄物の管理	●	-	-	④放射性気体廃棄物放出管理目録値変更、1、2号との共用設備移管に伴う追加
第101条 放出管理用計測器の管理	-	-	-	
第102条 頻度の定数	-	-	-	
第7章 放射線管理				
第1節 区域管理				
第103条 管理区域の設定・解除	-	-	-	
第104条 管理区域内における区域区分	-	-	-	
第105条 管理区域内における特別措置	-	-	-	
第106条 管理区域への出入管理	●	-	-	①第1編への共用設備記載による担当課長変更
第107条 管理区域出入者の遵守事項	-	-	-	
第108条 保全区域	-	-	-	
第109条 周辺監視区域	-	-	-	
第2節 被ばく管理				
第110条 曝露の評価	-	-	-	
第111条 未・疑者の除染	-	-	-	
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内訳明細資料記載箇所

保安規定	変更の理由	主な変更内容
保安規定 第1編 (運転設備の3号炉及び4号炉に係る保安措置)		
第112条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	●	①測定箇所の移管に伴う担当課長変更
第113条 放射線計測器等の管理	●	①1、2号炉との共用設備移管に伴う担当課長変更
第4節 物品移動の管理		
第114条 管理区域外等への搬出及び運搬	-	-
第115条 発電所外への運搬	-	-
第5節 請負会社の放射線防護		
第116条 請負会社の放射線防護	-	-
第6節 その他		
第117条 頻度の走査	-	-
第8章 保守管理		
第118条 保守管理計画	-	-
第118条の2 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針	-	-
第118条の3 溶接事業者検査の実施	-	-
第118条の4 定期事業者検査の実施	-	-
第9章 非常時の措置		
第119条 原子力防災組織	-	-
第120条 原子力防災要員	-	-
第120条の2 緊急作業従事者の選定	-	-
第121条 原子力防災資機材等の整備	-	-
第122条 通報経路	-	-
第123条 原子力防災訓練	-	-
第124条 通報	-	-
第125条 緊急時体制の発令	-	-
第126条 応急措置	-	-
第127条 緊急時における活動	-	-
第127条の2 緊急作業従事者の線量管理等	-	-
第128条 緊急時体制の解除	-	-
第10章 保安教育		
第129条 所員への保安教育	-	-
第130条 請負会社従業員への保安教育	-	-
第11章 記録及び報告		
第131条 記録	-	-
第132条 報告	-	-
附 則	○	○ 施行日を変更
添 付		
添付1 非常時の運転操作基準 (第90条関連)	-	-

保安規定の変更箇所

凡例：○変更箇所

●変更箇所の内説明資料記載箇所

	保安規定 第1編 (運転設備の3号炉及び4号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
		①	②	③	
添付2	火災、内部溢水、火山噴發、自然災害対策及び火山活動のモニタリング等に係る実施措置	○	—	—	① 1、2号との共用設備移管に伴う体制見直し
添付3	重大事故等及び大規模停電対応に係る実施措置	—	—	—	—
添付4	管理区域図(第103条及び第104条関連)	●	—	—	① 1、2号との共用設備移管に伴う追加
添付5	緑全区域図(第108条関連)	—	—	—	—

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内訳明資料記載箇所

保安規定 第2編 (廃止措置段階の1号炉及び2号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第1章 総 則				
第1条 目 的	○	—	○	①2号炉が対象であることを追加、③3、4号炉との共用施設を含むことを記載
第2条 基本方針	—	—	—	
第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守	—	—	—	
第2条の3 安全文化の醸成	—	—	—	
第2章 品質管理				
第3条 品質保証計画	—	—	○	③規定文書と関係条文を整理
第3章 保安管理体制				
第1節 組織及び職務				
第4条 保安に関する組織	—	—	—	
第5条 保安に関する職務	●	—	○	①廃止に係る職位の職務の明確化、③第1編との整合、主語の明確化
第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会				
第6条 原子力発電安全委員会	—	—	—	
第7条 玄海原子力発電所安全運営委員会	●	—	—	①審議事項を追加
第3節 廃止措置主任者				
第8条 廃止措置主任者の選任	—	○	—	②1、2号炉専任及び代行者選任の明確化
第9条 廃止措置主任者の職務等	—	—	○	③主語の明確化他
第4章 廃止措置管理				
第1節 通 則				
第10条 構成及び定義	—	—	○	③主語の明確化
第11条 運転員の確保	●	—	○	①運転員数の変更、③主語の明確化
第12条 巡 視	—	—	○	③主語の明確化
第13条 廃止措置管理に関する社内基準の作成	—	○	○	②社内基準対象事項の明確化、③主語の明確化
第14条 引 継	—	—	○	③主語の明確化
第15条 原子炉の運転停止に関する久松な措置	—	—	○	③主語の明確化
第16条 地震・火災等発生時の措置	—	—	○	③主語の明確化
第17条 電源機能喪失時等の体制の整備	—	—	○	③主語の明確化
第2節 廃止措置管理				
第18条 安全対策措置	—	—	○	③主語の明確化他
第19条 工事の計画及び実施	●	—	○	①工事の影響確認を追加、③主語の明確化
第20条 工事完了の報告	—	—	○	③主語の明確化
第3節 施設運用上の基準				
第21条 使用済燃料ピットの水位及び水温	—	—	○	③主語の明確化
第22条 施設運用上の基準の確認	—	—	○	③主語の明確化
第23条 施設運用上の基準を満足しない場合	—	—	○	③主語の明確化
第24条 施設運用上の基準に関する記録	—	—	○	③主語の明確化

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内説明資料記載箇所

保安規定 第2編 (廃止措置段階の1号炉及び2号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
	①	②	③	
第5章 燃料管理				
第25条 新燃料の運搬	●	○	○	①新燃料の取扱いは時の遵守事項記載、③主語の明確化
第26条 新燃料の貯蔵	○	○	○	①「1号炉」削除、②主語の明確化他
第27条 使用済燃料の貯蔵	●	○	○	①2号炉の使用済燃料貯蔵場所追加、③主語の明確化他
第28条 使用済燃料の運搬	○	○	○	③主語の明確化他
第6章 放射性廃棄物管理				
第29条 放射性固体廃棄物の管理	●	○	○	①③、4号炉との共用設備移管に伴う変更、使用済樹脂処理装置の記載変更②主語の明確化他
第30条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	○	○	○	③主語の明確化
第31条 放射性液体廃棄物の管理	●	○	○	①放射性液体廃棄物放出管理目標値、トリチウム放出管理基準値変更、②主語の明確化他
第32条 放射性気体廃棄物の管理	●	○	○	①放射性気体廃棄物放出管理目標値変更、3、4号炉との設備移管に伴う変更、③主語の明確化他
第33条 放出管理用計測器の管理	●	○	○	①②号炉設備の追加、③主語の明確化
第34条 頻度の定義	○	○	○	
第7章 放射線管理				
第1節 区域管理				
第35条 管理区域の設定・解除	○	○	○	③主語の明確化
第36条 管理区域内における区域区分	○	○	○	③主語の明確化
第37条 管理区域内における特別措置	○	○	○	③主語の明確化
第38条 管理区域への出入管理	○	○	○	③主語の明確化
第39条 管理区域出入者の遵守事項	○	○	○	③主語の明確化
第40条 保全区域	○	○	○	
第41条 周辺監視区域	○	○	○	③最新図面への変更
第2節 被ばく管理				
第42条 総量の評価	○	○	○	③主語の明確化
第43条 床・壁等の除染	○	○	○	③主語の明確化
第3節 外部放射線に係る総量当量率等の測定				
第44条 外部放射線に係る総量当量率等の測定	○	○	○	①「2号炉」追加
第45条 放射線計測器類の管理	●	○	○	①②号エリアモニタ追加、③主語の明確化他
第4節 物品移動の管理				
第46条 管理区域外等への検出及び通報	○	○	○	③主語の明確化
第47条 発電所外への運搬	○	○	○	
第5節 請負会社の放射線防護				
第48条 請負会社の放射線防護	○	○	○	③主語の明確化
第6節 その他				
第49条 頻度の定義	○	○	○	
第8章 保守管理				
第50条 保守管理計画	○	○	○	①②号炉追加に伴う複数号炉表記

保安規定の変更箇所

凡例：○ 変更箇所

● 変更箇所の内訳明細資料記載箇所

	保安規定 第2編 (緊急措置段階の1号炉及び2号炉に係る保安措置)	変更の理由			主な変更内容
		①	②	③	
第50条の2	添機事業者検査の実施	—	—	○	③主語の明確化
第9章 非常時の措置					
第51条	原子力防災組織	—	—	—	—
第52条	原子力防災要員	—	—	—	—
第53条	緊急作業従事者の選定	—	—	○	③訓練対象の明確化
第54条	原子力防災資機材等の整備	—	—	○	③主語の明確化
第55条	通報経路	—	—	○	③第1編との記載の整合
第56条	原子力防災訓練	—	—	—	—
第57条	通報	—	—	○	③第1編との記載の整合
第58条	緊急時体制の発令	—	—	○	③第1編との記載の整合
第59条	成急措置	—	—	○	③第1編との記載の整合
第60条	緊急時における活動	—	—	—	—
第61条	緊急作業従事者の総量管理等	—	—	—	—
第62条	緊急時体制の解除	—	—	—	—
第10章 保安教育					
第63条	所属への保安教育	●	—	○	①運転員の教育対象者の変更、③主語の明確化他
第64条	請負会社従業員への保安教育	●	—	○	①原子炉施設の運転に関する業務の補訪追加、③主語の明確化他
第11章 記録及び報告					
第65条	記録	—	—	—	—
第66条	報告	—	—	—	—
附則		○	○	○	施行日を変更
添付					
添付1	管理区域図 (第35条及び第36条関連)	○	—	○	①3、4号炉との共用設備削除 (移行)、②3、4号炉との共用設備削除
添付2	保安区域図 (第40条関連)	—	—	○	③3、4号炉設備削除

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定

変更認可申請について

「玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を
実施するための変更の内容」

2019年●月●日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/24)

申請案件

玄海原子力発電所1号炉及び2号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第3項に基づき、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)変更認可申請を実施した。

(申請実績 2019年9月27日 申請)

申請概要

玄海原子力発電所2号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第3項に基づき、2号炉に係る保安措置を廃止措置段階の発電用原子炉施設編へ規定するとともに、関連する条文の変更を行う。

また、玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請の内容を反映するため、関連する条文の変更を行う。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/25)

1. 保安規定の構成

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定は「第1編(運転段階の3号炉及び4号炉に係る保安措置)」、「第2編(運転段階(停止中)の2号炉に係る保安措置)」、「第3編(廃止措置段階の1号炉に係る保安措置)」の構成である。

2号炉が廃止措置段階の発電用原子炉施設となるため「第2編(運転段階(停止中)の2号炉に係る保安措置)」を削り、「第3編(廃止措置段階の1号炉に係る保安措置)」を、第2編へ改編するとともに、2号炉に係る保安措置を「第2編(廃止措置段階の1号炉及び2号炉に係る保安措置)」に定める構成とする。

変更前	変更後
<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう(以下、第1編及び第2編において同じ)。また、運転段階にある玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p>	<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。また、運転段階にある玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p>
<p>第2編 運転段階(停止中)の発電用原子炉施設編 (2号炉に係る保安措置)</p> <p>運転段階(停止中)とは、運転段階のうち、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の認可前までの段階をいう。また、運転段階(停止中)にある玄海原子力発電所2号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階(停止中)の発電用原子炉施設という。</p>	<p>削る</p>
<p>第3編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉に係る保安措置)</p> <p>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。また、廃止措置段階にある玄海原子力発電所1号炉に係る発電用原子炉施設(廃止措置対象施設)を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p>	<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉及び2号炉に係る保安措置)</p> <p>廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。また、廃止措置段階にある玄海原子力発電所1号炉及び2号炉に係る発電用原子炉施設(廃止措置対象施設)を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/25)

2. 保安規定の変更

(1) 第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編(1号炉及び2号炉に係る保安措置)

主な変更箇所を示す。

○第5条(保安に関する職務)

・廃止措置に係る職位の職務を明確化する。

変更前	変更後
<p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する要となる職務に関しては、組織・権限規程に従って行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称して「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称して「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称して「当直課長」という。)</p> <p>(26) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称して「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称して「保修課長」という。)</p> <p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p>	<p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉に係る廃止措置計画に基づく管理全般及び燃料管理に関する業務、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合は「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及び汚染分布調査に関する業務、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合は「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第一課長は1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉に係る維持設備(土木建築設備を除く。)の保修、廃止措置工事及び燃料の取扱いに関する業務、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称する場合は「保修課長」という。)</p> <p>(28) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、廃止措置工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の保修に関する業務を行う。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/25)

○第7条(玄海原子力発電所安全運営委員会)

- ・廃止措置に係る工事が廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認することを規定する。

変更前	変更後
<p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p>	<p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項 (第19条第3項に関する事項を含む)</p>

○第11条(運転員の確保)

- ・1号炉「2名(当直課長を含む)以上」、2号炉廃止措置に伴う要員1名を追加し、1、2号炉「3名以上(当直課長含む)」へ変更する。

変更前	変更後
<p>第11条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり2名以上(当直課長※を含む)をそろえ、5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。</p> <p>3 当直課長は、照射済燃料移動中において第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1: 当直課長は、1号炉及び2号炉で兼任させることができる(以下、本条において同じ)。</p>	<p>第11条 発電第一課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。</p> <p>2 発電第一課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり3名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3 発電第一課当直課長は、照射済燃料移動中において第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/25)

○第19条(工事の計画及び実施)

- ・1号炉の工事の内容が、2号炉の原子炉施設に影響を与えないことの確認から、1(2)号炉の工事の内容が2(1)号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことの確認へ変更する。

変更前	変更後
<p>第19条 各課長は、廃止措置計画に基づく工事※¹を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 <p>2 各課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p>	<p>第19条 技術第一課長、安全管理第一課長、保安第一課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事※¹を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 <p>2 技術第一課長、安全管理第一課長、保安第一課長及び土木建築課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 技術第一課長、安全管理第一課長、保安第一課長及び土木建築課長は、1号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>また、2号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</p>

○第25条(新燃料の運搬)

- ・使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット)に貯蔵している新燃料の取扱い方針を1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書に定めたことから取扱い時の遵守事項を追加する。

変更前	変更後
<p>第25条 保修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 各課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 保修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 	<p>第25条 保修第二課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術第二課長及び保修第一課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保修第二課長は、法令に適合する容器を使用すること。 (2) 保修第一課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 技術第一課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 <p>3 保修第一課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体ごとかつその1体分の燃料棒に制限すること。 (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納すること。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/25)

○第27条(使用済燃料の貯蔵)

-2号炉の使用済燃料の貯蔵箇所を追加する。

変更前	変更後						
<p>第27条 各課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p>	<p>第27条 技術第一課長及び保修第一課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、使用済燃料を表27-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="528 322 683 1055"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、4号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、4号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 4号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第1編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、4号炉※1	2号炉	2号炉、4号炉※1
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット						
1号炉	1号炉、4号炉※1						
2号炉	2号炉、4号炉※1						

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/25)

○第29条(放射性固体廃棄物の管理)

- ・3、4号炉との共用設備(固体廃棄物貯蔵庫への保管、雑固体焼却設備による焼却処理)の移管に伴い担当課長を変更する。
- ・解体対象設備である使用済樹脂処理装置について当該設備による処理に係る記載を変更する。

変更前	変更後
<p>第29条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液(洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。)及び薬品ドレンは、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂を使用済樹脂処理装置で処理する場合は、発電課長が処理し、使用済樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p>	<p>第29条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液(洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。)及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 使用済樹脂処理装置による脱塩塔使用済樹脂の処理に伴い発生した処理済樹脂及び廃液のうち、処理済樹脂については、(6)イに基づき処理した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。廃液については、発電第二課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p>
<p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、保修課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、保修第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>3 技術第一課長、安全管理第一課長及び発電第一課直課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理第一課長は、蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間1回、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>4 安全管理第一課長は、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(8/25)

○第31条(放射性液体廃棄物の管理)

- ・放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書のとおり変更する。
- ・トリチウムの放出管理の基準値を変更する。

変更前		変更後									
<p>第31条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、復水器冷却水路より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表31-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が表31-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p>	<p>第31条 発電第一課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第一課長の管理の下、復水器冷却水路より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表31-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、復水器冷却水路排水中のトリチウムの放出量が表31-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p>										
表31-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.1×10^{11} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年 ^{※1}	表31-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.5×10^{10} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年 ^{※1}
項目	放出管理目標値										
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年 ^{※1}										
項目	放出管理目標値										
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年 ^{※1}										
表31-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.8×10^{14} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年 ^{※1}	表31-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.4×10^{14} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年 ^{※1}
項目	放出管理の基準値										
トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年 ^{※1}										
項目	放出管理の基準値										
トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年 ^{※1}										
※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計		※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(9/25)

○第32条(放射性気体廃棄物の管理)

・放射性気体廃棄物の放出管理目標値を1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書のとおり変更する。

変更前	変更後								
<p>第32条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、表32-1に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表32-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="673 1370 844 1991"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.6×10^{15} Bq/年※1 4.4×10^{10} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.6×10^{15} Bq/年※1 4.4×10^{10} Bq/年※1	<p>第32条 発電第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第一課長の管理の下、表32-2に示す排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表32-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="673 472 844 1093"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10^{15} Bq/年※1 3.0×10^{10} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10^{15} Bq/年※1 3.0×10^{10} Bq/年※1
項目	放出管理目標値								
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.6×10^{15} Bq/年※1 4.4×10^{10} Bq/年※1								
項目	放出管理目標値								
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10^{15} Bq/年※1 3.0×10^{10} Bq/年※1								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(10/25)

○第32条(放射性気体廃棄物の管理)

- ・3、4号炉との共用設備(雑固体焼却設備)の移管に伴い削除する。(第1編へ移行)

変更前		変更後				
表32-2	表32-2	表32-2	表32-2			
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長	
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電課長	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回		
	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	雑固体焼却炉建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回※2	発電課長
		廃棄物処理建屋排気筒(燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気筒を含む。)	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回※2	
雑固体溶解処理建屋排気筒	雑固体溶解処理建屋排気筒	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電課長	
分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長	
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電第一課長	
		よう素131濃度 粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回		
	雑固体焼却炉建屋排気筒	雑固体焼却炉建屋排気筒	粒子状物質濃度(主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電第一課長

※2: 雑固体焼却炉排気筒及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気筒は設備稼働中のみ

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(11/25)

○第33条(放出管理用計測器の管理)

- ・2号炉廃止措置計画認可申請書に記載している廃棄物処理設備排水モニタ、排気筒モニタを追加する。

変更前		変更後																																					
<p>第33条 安全管理課長及び保修課長は、表33-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表33-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>保修第一課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課</td> <td>2台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台※1※2</td> </tr> </tbody> </table>		分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修第一課長	2台	試料放射能測定装置	安全管理課	2台※1	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	保修課長	2台	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台※1※2	<p>第33条 安全管理第一課長及び保修第一課長は、表33-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表33-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>保修第一課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>保修第一課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1台※1</td> </tr> </tbody> </table>		分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修第一課長	2台	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	保修第一課長	4台	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1台※1
分類	計測器種類	担当課長	数量																																				
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修第一課長	2台																																				
	試料放射能測定装置	安全管理課	2台※1																																				
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	保修課長	2台																																				
	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台※1※2																																				
分類	計測器種類	担当課長	数量																																				
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修第一課長	2台																																				
	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	2台																																				
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	保修第一課長	4台																																				
	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1台※1																																				
<p>※1: 1号炉及び2号炉共用</p> <p>※2: 放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用</p>		<p>※1: 放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用</p>																																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(12/25)

○第45条(放射線計測器類の管理)

- ・1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書に記載のエリアモニタの台数に変更する。
- ・3、4号炉との共用設備(環境放射能計測器)の移管に伴い担当課長を変更する。

変更前				変更後			
表45-1 第45条 安全管理課長及び保修課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。				表45-1 第45条 安全管理課長及び保修課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。			
分類	計測器種類	担当課長	数量	分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理課長	1台※1	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ 汚染密度測定用サーベイメータ 退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理課長	3台※2 3台※2 3台※3※4 3台※2※5 1台※1	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ 汚染密度測定用サーベイメータ 退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	3台 3台 2台 3台※2 1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション	保修課長	2台※1 1台※1	放射線監視用計測器	モニタリングポスト モニタリングステーション	保修第二課長	2台※1 1台※1
環境放射能計測器	エリアモニタ	保修課長	9台※6※7	環境放射能計測器	エリアモニタ	保修第一課長	7台
環境放射能計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理課長	1台※1 1台※1	環境放射能計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第二課長	1台※1 1台※1

※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用
 ※2:1号炉及び2号炉共用
 ※3:2台は1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用
 ※4:1台は1号炉及び2号炉共用
 ※5:1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用
 ※6:管理区域外測定用の1台を含む。
 ※7:7台は1号炉及び2号炉共用

※1:第1編表113-1の計測器と共用
 ※2:1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(13/25)

○表63-1 保安教育の実施方針(総括表)

・教育対象者の運転員を変更する。

変更前										
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※3					
大分類	中分類 (実用炉 規則第92 条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施 時期	運 転 員					
					当直課長 副	当直主任 原子炉運 転員	外・電 気運転員	一・二次系巡 視員	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	燃料の運 搬又は貯 蔵の業務 に関わる 者
<以下省略>										
変更後										
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※3					
大分類	中分類 (実用炉 規則第92 条の内 容)	小分類 (項目)	内容	実施 時期	運 転 員					
					当直課長 副	原子炉施設の運転の 業務に関わる者	放射性廃棄物 処理設備の業 務に関わる者	燃料の運 搬又は貯 蔵の業務 に関わる 者	左記以 外の技 術系所 員	事務系所員
<以下省略>										

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(14/25)

○第64条(請負会社従業員への保安教育)

- ・1、2号炉の原子炉施設の運転に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合の保安教育について規定する。

変更前	変更後
<p>第64条</p> <p>3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表63-1、表63-2及び表63-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関する者」に準じる保安教育の実施計画を定めて、所長の承認を得る。</p>	<p>第64条</p> <p>3 各第一課長(安全管理第一課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表63-1、表63-2及び表63-3の実施方針のうち「原子炉施設の運転の業務に関する者」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関する者」に準じる保安教育の実施計画を定めて、所長の承認を得る。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(15/25)

(2) 第1編 運転段階の発電用原子炉施設編(3号炉及び4号炉に係る保安措置)

主な変更箇所を示す。

○第5条(保安に関する職務)

- ・原子力技術部長の職務を見直す。

変更前	変更後
<p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、燃料の取替等に関する業務、3号炉及び4号炉に係る業務、3号炉及び4号炉に係る火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務、並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p>

○第7条(玄海原子力発電所安全運営委員会)

- ・2号炉に係る記載を削除する。

変更前	変更後
<p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項(2号炉の改造の実施に関する事項及び第3編第19条第2項に関する事項を含む)</p>	<p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項(第2編第19条第2項に関する事項を含む)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(16/25)

○第17条（火災発生時の体制の整備）

・1、2号炉との共用設備（固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却炉建屋）の移管に伴い体制を見直す。

変更前	変更後
<p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※2 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 発電所における可燃物の適切な管理 <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び発電第一課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※2 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 発電所における可燃物の適切な管理 <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>

○第98条（放射性固体廃棄物の管理）

・1、2号炉との共用設備（固体廃棄物貯蔵庫の保管、雑固体焼却設備での焼却処理）の移管に伴い担当課長を変更する。

変更前	変更後
<p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 濃縮廃液（洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。 型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。 原子炉内で照射された使用済燃料御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。 <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固化装置で固型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶解処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶解処理設備で溶解処理する。</p>	<p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 濃縮廃液（洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。 洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。 原子炉内で照射された使用済燃料御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。 <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固化装置で固型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶解処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶解処理設備で溶解処理する。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(17/25)

○第99条(放射性液体廃棄物の管理)

- ・放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書のとおり変更する。
- ・トリチウムの放出管理の基準値を変更する。

変更前	変更後								
<p>第99条 発電第二課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表99-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表99-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 安全管理第二課長は、表99-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>第99条 発電第二課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表99-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表99-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 安全管理第二課長は、表99-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>								
表99-1	表99-1								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>1.1×10^{11} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.5×10^{10} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年※1
項目	放出管理目標値								
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	1.1×10^{11} Bq/年※1								
項目	放出管理目標値								
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年※1								
表99-2	表99-2								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.8×10^{14} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.4×10^{14} Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理の基準値	トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年※1
項目	放出管理の基準値								
トリチウム	1.8×10^{14} Bq/年※1								
項目	放出管理の基準値								
トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年※1								
※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計	※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(18/25)

○第100条(放射性気体廃棄物の管理)

・放射性気体廃棄物の放出管理目標値を1、2号炉廃止措置計画(変更)認可申請書のとおり変更する。

変更前	変更後								
<p>第100条 発電第二課長又は保修第二課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、表100-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、表100-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表100-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第104条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="909 1366 1053 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.6×10^{15} Bq/年^{※1} 4.4×10^{10} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.6×10^{15} Bq/年 ^{※1} 4.4×10^{10} Bq/年 ^{※1}	<p>第100条 発電第二課長又は保修第二課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、表100-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、表100-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表100-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第104条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表100-1</p> <table border="1" data-bbox="909 470 1053 1086"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10^{15} Bq/年^{※1} 3.0×10^{10} Bq/年^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10^{15} Bq/年 ^{※1} 3.0×10^{10} Bq/年 ^{※1}
項目	放出管理目標値								
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.6×10^{15} Bq/年 ^{※1} 4.4×10^{10} Bq/年 ^{※1}								
項目	放出管理目標値								
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10^{15} Bq/年 ^{※1} 3.0×10^{10} Bq/年 ^{※1}								

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(19/25)

○第100条(放射性気体廃棄物の管理)

- ・1、2号炉との共用設備(雑固体焼却設備)の移管に伴い追加する。(第2編より移行)

変更前						変更後					
表100-2						表100-2					
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電第二課長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電第二課長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回							
	廃棄物処理 建屋排気口 (燃焼式雑 固体廃棄物 減容処理設 備排気口を 含む。)	雑固体溶解 処理建屋排 気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回※2	発電第二課長	雑固体溶解 処理建屋排 気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回※2	発電第二課長
			粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回						
原子炉格納 容器漏えい 率検査(A 種)排気	原子炉格納 容器漏えい 率検査(A 種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	保守第二課長	原子炉格納 容器漏えい 率検査(A 種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	保守第二課長	

※2: 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気口は設備稼働中のみ

※2: 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気口及び雑固体焼却炉排気筒は設備稼働中のみ

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(20/25)

○第106条（管理区域への出入管理）

- ・ 第1編への設備（雑固体焼却炉建屋、固体廃棄物貯蔵庫）の記載に合わせ、同設備の出入管理等の担当課長である安全管理第一課長を追加するため担当課長を変更する。

変更前	変更後
<p>第106条 安全管理第二課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理第二課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理第三課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理第二課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理第二課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理第三課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>第106条 安全管理第二課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理第二課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理第二課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面汚染密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>

○第112条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

- ・ 周辺監視区域境界付近の測定の移管に伴い担当課長を見直す。

変更前	変更後
<p>第112条 安全管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図112-1に定める。）において、表112-1及び表112-2（第104条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 安全管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>第112条 安全管理第二課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図112-1に定める。）において、表112-1及び表112-2（第104条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 安全管理第二課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(21/25)

○第113条（放射線計測器類の管理）

- ・ 1、2号炉との共用設備（環境放射能計測器）の移管に伴い担当課長を変更する。

変更前		変更後	
<p>第113条 安全管理課長及び係第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表113-1</p>		<p>第113条 安全管理課長及び係第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表113-1</p>	
分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	安全管理第二課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理第二課長	3台
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台
	退出モニタ		2台※2
	試料放射能測定装置		3台※3
	積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト※4	係第二課長	2台※1
	モニタリングステーション※4		1台※1
	エリアモニタ	係第二課長	22台※5
環境放射能計測器	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1台※1
	積算線量計測定装置		1台※1

※1: 第2編表113-1及び第3編表45-1の計測器と共用
 ※2: 1台は第3編表45-1の計測器と共用
 ※3: 1台は表101-1の試料放射能測定装置と共用
 ※4: モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第83条(表83-18)の運転上の制限を確認する。
 ※5: 管理区域外測定用の1台を含む。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(22/25)

○添付4 管理区域図(第103条及び第104条関連)

・ 1、2号炉との共用設備（固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却炉建屋）の移管に伴い追加する。
 （第2編より移行）

変更前	変更後
<p>管理区域図目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理区域全体図 2. 3、4号炉 管理区域図 その1 3. 3、4号炉 管理区域図 その2 4. 3、4号炉 管理区域図 その3 5. 3、4号炉 管理区域図 その4 6. 3、4号炉 管理区域図 その5 7. 3、4号炉 管理区域図 その6 8. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その1 9. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その2 10. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その3 11. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その4 12. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その5 13. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その6 14. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その7 15. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その8 16. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その1 17. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その2 18. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その3 19. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その4 20. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その5 21. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その6 22. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その1 23. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その2 24. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その3 25. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その4 26. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その5 27. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その6 28. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その1 29. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その2 30. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その3 31. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その4 32. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その5 33. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その6 	<p>管理区域図目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理区域全体図 2. 3、4号炉 管理区域図 その1 3. 3、4号炉 管理区域図 その2 4. 3、4号炉 管理区域図 その3 5. 3、4号炉 管理区域図 その4 6. 3、4号炉 管理区域図 その5 7. 3、4号炉 管理区域図 その6 8. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その1 9. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その2 10. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その3 11. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その4 12. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その5 13. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その6 14. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その7 15. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その8 16. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その1 17. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その2 18. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その3 19. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その4 20. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その5 21. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その6 22. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その1 23. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その2 24. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その3 25. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その4 26. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その5 27. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その6 28. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その1 29. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その2 30. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その3 31. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その4 32. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その5 33. 雑固体溶融処理建屋 管理区域図 その6

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(23/25)

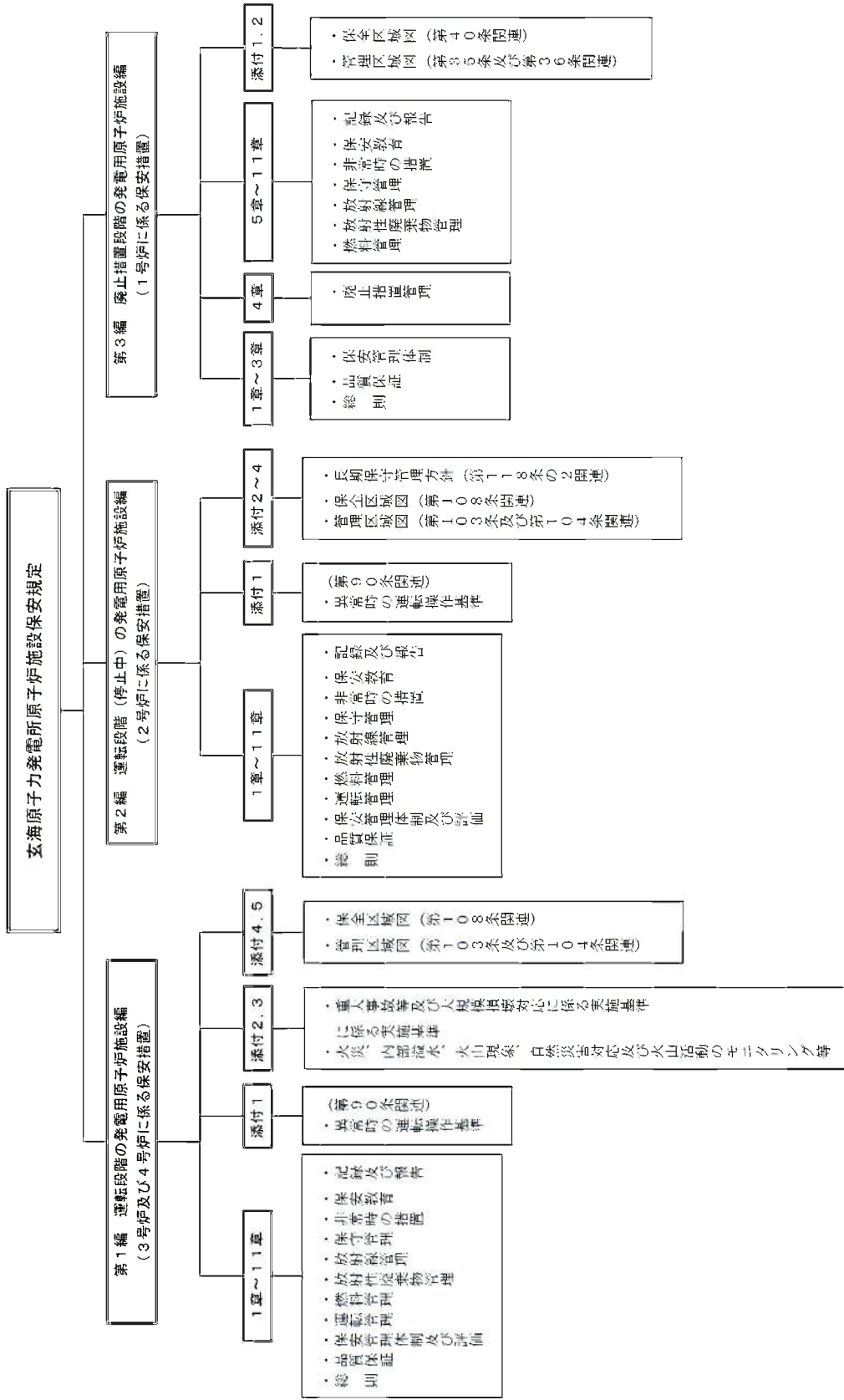
3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和元年9月3日付原発本第83号をもって変更認可申請した玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書及び令和元年9月3日付原発本第84号をもって認可申請した玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日より、10日以内に施行する。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(24/25)

<参考1>

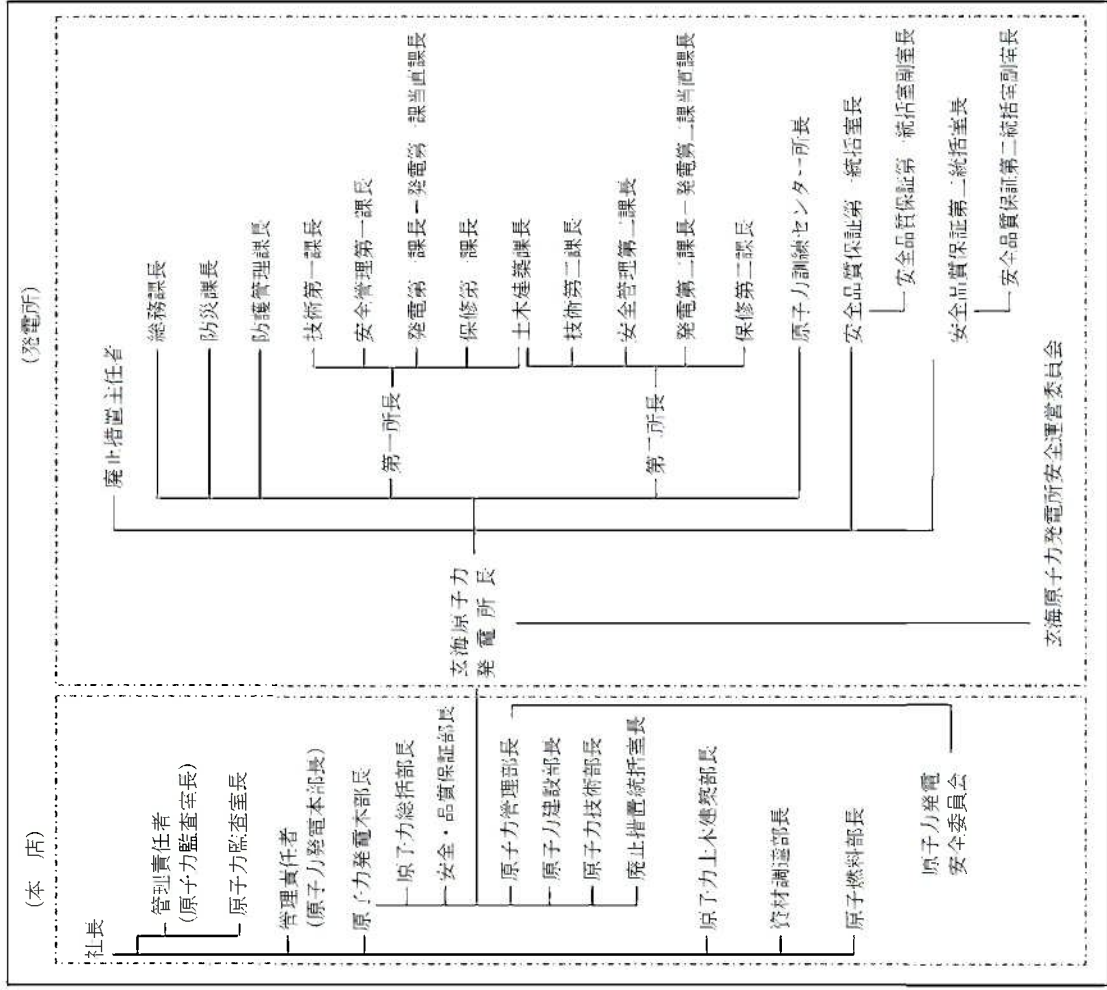
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の構成(変更前)



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について(25/25)

<参考2>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編 第4条 (保安に関する組織)



保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明
(玄海原子力発電所)

2019年10月29日
九州電力株式会社

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

本資料は、実用炉規則第92条第1項、第3項及び保安規定審査基準（以下、「審査基準等」という。）で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

(1) 第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

□ 変更対象

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に実行するため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。			
実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	安全文化の醸成	—
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。			
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 c - 0 9 - 1、N I S A - 1 9 6 c - 0 9 - 3）））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3）））を参考として記載していること。	第3条	品質保証計画	—
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	有 (2号炉廃止措置に伴う関連規定文書の削除)
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」（平成20・08・28原院第8号（平成20年8月29日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 7 a - 0 8 - 1）））を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第10条	原子炉施設の定期的な評価	—
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第10条	原子炉施設の定期的な評価	—
実用炉規則第92条第1項第4号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— 有 (職務の明確化)
	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— 有 (職務の明確化)
実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条 第3条 第6条 第7条	原子炉主任技術者の職務等 品質保証計画 原子力発電安全委員会 玄海原子力発電所安全運営委員会	— — — —
	○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに關することが定められていること。	第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	—
		第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
	○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。	第7条	玄海原子力発電所安全運営委員会	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
実用炉規則第92条第1項 第8号 【保安教育】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
第130条	請負会社従業員への保安教育	—		
○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第130条	請負会社従業員への保安教育	—	
	○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第129条	所員への保安教育	—
第130条	請負会社従業員への保安教育	—		
○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第11条	構成及び定義	—	
	第12条	運転員等の確保	—	
○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。	第14条	運転管理に関する内規の作成	—	
	○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継	—
○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第16条	原子炉起動前の確認事項	—	
	○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有 (設備主管課の変更)
第17条の2		内部溢水発生時の体制の整備	—	
第17条の2の2		火山影響等発生時の体制の整備	—	
第17条の3		その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
第17条の4		火山活動のモニタリング等の体制の整備	—	
○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第17条の5	資機材等の整備	—	
	第18条	水質管理	—	
○ 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限（以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）が定められていること。	第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	
	第19条	停止余裕	—	
○ 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限（以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（以下「AOT」という。）が定められていること。	第20条	臨界ボロン濃度	—	
	第21条	減速材温度係数	—	
	第22条	制御棒動作機能	—	
	第23条	制御棒の挿入限界	—	
	第24条	制御棒位置指示	—	
	第25条	炉物理検査 —モード1—	—	
	第26条	炉物理検査 —モード2—	—	
	第27条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—	
	第28条	原子炉熱出力	—	
	第29条	熱流束熱水炉係数（FQ(Z)）	—	
	第30条	核的エンタルピ上昇熱水炉係数（FN△H）	—	
	第31条	軸方向中性子束出力偏差	—	
	第32条	1/4炉心出力偏差	—	
	第33条	計測及び制御設備	—	
第34条	DNB比	—		
第35条	1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率	—		
第36条	1次冷却系 —モード3—	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第37条 1 次冷却系 —モード 4—	—
		第38条 1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系満水) —	—
		第39条 1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—
		第40条 1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ高水位) —	—
		第41条 1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ低水位) —	—
		第42条 加圧器	—
		第43条 加圧器安全弁	—
		第44条 加圧器逃がし弁	—
		第45条 低温過加圧防護	—
		第46条 1 次冷却材漏えい率	—
		第47条 蒸気発生器細管漏えい 監視	—
		第48条 余熱除去系への漏えい 監視	—
		第49条 1 次冷却材中のよう素 131 濃度	—
		第50条 蓄圧タンク	—
		第51条 非常用炉心冷却系 — モード1、2及び3—	—
		第52条 非常用炉心冷却系 — モード4—	—
		第53条 燃料取替用水タンク	—
		第55条 原子炉格納容器	—
		第57条 原子炉格納容器スプレ イ系	—
		第58条 アニユラス空気浄化系	—
		第59条 アニユラス	—
		第60条 主蒸気安全弁	—
		第61条 主蒸気隔離弁	—
		第62条 主給水隔離弁、主給水 制御弁及び主給水バイ パス制御弁	—
		第63条 主蒸気逃がし弁	—
		第64条 補助給水系	—
		第65条 復水タンク	—
		第66条 原子炉補機冷却水系	—
		第67条 原子炉補機冷却海水系	—
		第68条 制御用空気系	—
		第69条 中央制御室非常用循環 系	—
		第70条 安全補機室空気浄化系	—
		第71条 外部電源	—
		第72条 ディーゼル発電機 — モード1、2、3及び 4—	—
		第73条 ディーゼル発電機 — モード1、2、3及び 4以外—	—
		第74条 ディーゼル発電機の燃 料油、潤滑油及び始動 用空気	—
		第75条 非常用直流電源 —モ ード1、2、3及び4 —	—
		第76条 非常用直流電源 —モ ード5、6及び照射済 燃料移動中—	—
		第77条 所内非常用母線 —モ ード1、2、3及び4 —	—
		第78条 所内非常用母線 —モ ード5、6及び照射済 燃料移動中—	—
		第79条 1 次冷却材中のほう素 濃度 —モード6—	—
		第80条 原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—
		第81条 原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—
		第82条 使用済燃料ピットの水 位及び水温	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無		
		第83条	重大事故等対処設備	—		
		第84条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—		
		第84条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—		
		第85条	運転上の制限の確認	—		
		第86条	運転上の制限を満足しない場合	—		
		第87条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—		
		第87条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—		
		第88条	運転上の制限に関する記録	—		
		第89条	異常時の基本的な対応	—		
		第90条	異常時の措置	—		
	○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。	第91条	異常収束後の措置	—		
		添付1	異常時の運転操作基準(第90条関連)	—		
		第11条の2	原子炉の運転期間	—		
		第95条	燃料の取替等	—		
		—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—		
		—	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
		—	[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]	—		
実用炉規則第92条第1項第10号 【発電用原子炉の運転期間】	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 ○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 ○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書(原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。)が添付されていること。 ○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原省P発第1306198号平成25年6月19日原子力規制委員会決定)を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 ○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。 ○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 ○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第6条	原子力発電安全委員会	—		
		第7条	玄海原子力発電所安全運営委員会	有 (旧第2編の削除)		
		第103条	管理区域の設定・解除	—		
		添付4	管理区域図(第103条及び第104条関連)	有 (設備主管課の変更)		
		第104条	管理区域内における区域区分	—		
		第105条	管理区域内における特別措置	—		
		実用炉規則第92条第1項第12号 【管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 ○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 ○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	—	—	—
				—	—	—
				—	—	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	有 (設備主管課の変更)
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第107条	管理区域出入者の遵守事項	—
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第115条	発電所外への運搬	—
		第108条	保全区域	—
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	添付5	保全区域図(第108条関連)	—
○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第109条	周辺監視区域	—	
実用炉規則第92条第1項第13号 【排気監視設備及び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第116条	請負会社の放射線防護	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第117条	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—
	○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第110条	線量の評価	—
○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	○ 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第111条	床・壁等の除染	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	第112条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有 (設備主管課の変更)
		第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱に関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。	第115条	発電所外への運搬	—	
○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	—	—	【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
	—	—	【NR規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
	第103条	管理区域の設定・解除	—	
	第104条	管理区域内における区域区分	—	
	第107条	管理区域出入者の遵守事項	—	
実用炉規則第92条第1項第15号 【放射線測定器の管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第111条	床・壁等の除染	—
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第114条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
実用炉規則第92条第1項第16号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。	第101条	放出管理用計測器の管理	—
	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第113条	放射線計測器類の管理	有 (設備主管課の変更)
実用炉規則第92条第1項第17号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第13条	巡視点検	—
		第92条	新燃料の運搬	—
	第93条	新燃料の貯蔵	—	
	第96条	使用済燃料の貯蔵	有 (旧第2編の削除)	
第97条	使用済燃料の運搬	—		
第94条	燃料の検査	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無
	○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第95条	燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【放射性廃棄物の廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第98条	放射性固体廃棄物の管理	有 (設備主管課の変更)
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出口質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第99条	放射性液体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出口質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第100条	放射性気体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	—	〔NR規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	第102条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第1項第19号 【非常の場合に講ずべき措置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第119条 第120条 第121条	原子力防災組織 原子力防災要員 原子力防災資機材等の整備	— — —
	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第121条	原子力防災資機材等の整備	—
	○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第122条 第124条	通報経路 通報	— —
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第119条	原子力防災組織	—
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第125条 第126条 第127条	緊急時体制の発令 応急措置 緊急時における活動	— — —
	○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第120条の2	緊急作業従事者の選定	—
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第127条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第128条	緊急時体制の解除	—
	○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第123条	原子力防災訓練	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第20号【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止、その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	第17条	火災発生時の体制の整備	有 (設備主管課の変更)
		添付2	火災、内部溢水、自然災害対応及び火山活動モニタリング等にかかる実施基準	有 (設備主管課の変更)
実用炉規則第92条第1項第21号【内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。 2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、自然災害対応及び火山活動モニタリング等にかかる実施基準	—
実用炉規則第92条第1項第21号の2【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 <ul style="list-style-type: none"> 一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害対応及び火山活動モニタリング等にかかる実施基準	—
実用炉規則第92条第1項第22号【重大事故等発生時にお	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体 	第12条	運転員等の確保	—

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無	
ける発電用原子炉施設の 保全のための活動を行う 体制の整備】	<p>制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせることが定められていること。 <ul style="list-style-type: none"> 一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p>	第17条の6	重大事故等発生時の体制の整備	—	
			添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	—
実用炉規則第92条第1項 第23号 【大規模損壊発生時における 発電用原子炉施設の 保全のための活動を行う 体制の整備】	<p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。 <ul style="list-style-type: none"> 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</p>	第12条	運転員等の確保	—	
			第17条の7	大規模損壊発生時の体制の整備	—
			添付3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	—
実用炉規則第92条第1項 第24号 【記録及び報告】	<p>○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p>	第131条	記録	—	
	<p>○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）</p>	第131条	記録	—	
	<p>○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p>	第132条 第9条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— —	
	<p>○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がな</p>	第132条	報告	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19制定、H29.11.29最終改正)		保安規定条文		変更有無
	される体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。			
	○当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第132条	報告	—
実用炉規則第92条第1項第25号 【発電用原子炉施設の保守管理】	○日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第118条	保守管理計画	—
	○予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—
	○予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第87条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—
	○「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められた「EAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第118条	保守管理計画	—
	○発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第118条の2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針 【長期保守管理方針については、別途申請中】	—
	○運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。	—	【長期保守管理方針については、別途申請中】	—
	○実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	【長期保守管理方針については、別途申請中】	—
	○長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	【長期保守管理方針については、別途申請中】	—
	○保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】	—
	○溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第118条の3 第118条の4	溶接事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	—
実用炉規則第92条第1項第26号 【技術情報の共有】	○プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第118条	保守管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第27号 【不適合発生時の情報の公開】	○発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	○情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第1項第28号 【その他必要な事項】	○日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	○発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第1条	目的	—
	○安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第2条	基本方針	—

(2) 第2編 廃止措置段階の原子炉施設編 (1号炉及び2号炉に係る保安措置)

 変更対象

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
実用炉規則第92条第3項第2号 【安全文化醸成のための体制】	1) 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2) 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第2条の3	安全文化の醸成	—
実用炉規則第92条第3項第3号 【原子炉施設の品質保証】	1) 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14 原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。 2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04 原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。 3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置の品質保証】	○ 前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第5号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 本店(本部)及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。 1) 廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務(工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務)及び責任範囲並びに組織に関すること ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第92条第3項第1号から第2号及び開発炉規則第87条第3項第1号から第2号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。 2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	有 (職務の明確化)
		第6条	原子力発電安全委員会	—
		第7条	玄海原子力発電所安全運営委員会	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)	保安規定条文		変更有無
<p>3) 発電用原子炉主任技術者の選任に関する事 法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。 ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。 すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。 こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事 ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関する事 ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。 a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関する事」と同様の手続きが明記されていること。</p>	第8条	廃止措置主任者の選任	有 (廃止措置主任者は1号炉及び2号炉で兼任できることの明確化)
	第9条	廃止措置主任者の職務等	有 (主語の明確)
	第9条	廃止措置主任者の職務等	—
	—	【補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし】	—
実用炉規則第92条第3項第6号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	第63条	所員への保安教育	有 (代行者の選任方法の明確化)
	第64条	請負会社従業員への保安教育	有 (主語の明確化)
	第63条	所員への保安教育	有 (主語の明確化)
	第64条	請負会社従業員への保安教育	有 (主語の明確化)
	第63条	所員への保安教育	有 (主語の明確化)
	第64条	請負会社従業員への保安教育	有 (主語の明確化)
	第64条	請負会社従業員への保安教育	有 (教育対象者名を変更)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第63条	所員への保安教育	有 (教育対象者名を変更)
		第64条	請負会社従業員への保安教育	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。 2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。 3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第15条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有 (主語の明確化)
		—	[原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし]	—
		第15条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第8号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。	第6条	原子力発電安全委員会	—
		第7条	玄海原子力発電所安全運営委員会	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
実用炉規則第92条第3項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。 8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第35条	管理区域の設定・解除	有 (主語の明確化)
		添付1	管理区域図（第35条及び第36条関連）	有 (設備主幹線の変更)
		第36条	管理区域内における区域区分	有 (主語の明確化)
		第37条	管理区域内における特別措置	有 (主語の明確化)
		第38条	管理区域への出入管理	有 (主語の明確化)
		第38条	管理区域への出入管理	有 (主語の明確化)
		第39条	管理区域出入者の遵守事項	有 (主語の明確化)
		第46条	管理区域外等への搬出及び運搬	有 (主語の明確化)
		第47条	発電所外への運搬	—
		第40条	保全区域	—
		添付2	保全区域図（第40条関連）	有 (記載の適正化)
		第41条	周辺監視区域	—
		第48条	請負会社の放射線防護	有 (主語の明確化)
		第49条	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第3項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第32条	放射性気体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
		第31条	放射性液体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
実用炉規則第92条第3項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。 2) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第42条	線量の評価	有 (主語の明確化)
		第46条	管理区域外等への搬出及び運搬	有 (主語の明確化)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関する事として、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第43条	床・壁等の除染	有 (主語の明確化)	
	4) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第44条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	有 (2号炉の追記)
	5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。	第46条	管理区域外等への搬出及び運搬	有 (主語の明確化)
		第47条	発電所外への運搬	—
	6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。	—	[NR規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関する事については、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30 原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20 原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第35条	管理区域の設定・解除	有 (主語の明確化)
		第36条	管理区域内における区域区分	有 (主語の明確化)
第39条		管理区域出入者の遵守事項	有 (主語の明確化)	
第43条		床・壁等の除染	有 (主語の明確化)	
第46条		管理区域外等への搬出及び運搬	有 (主語の明確化)	
実用炉規則第92条第3項第12号 【放射線測定器の管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第33条	放出管理用計測器の管理	有 (設備主管課の変更)
	2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第45条	放射線計測器類の管理	有 (設備主管課の変更)
実用炉規則第92条第3項第13号【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ 日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関する事(巡視の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。	第12条	巡視	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第14号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関する事。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第25条	新燃料の運搬	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
		第26条	新燃料の貯蔵	有 (1号炉の削除)
		第27条	使用済燃料の貯蔵	有 (2号炉の追加)
	2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関する事。	第28条	使用済燃料の運搬	有 (主語の明確化)
		第26条	新燃料の貯蔵	有 (1号炉の削除)
		第27条	使用済燃料の貯蔵	有 (2号炉の追加)
実用炉規則第92条第3項第15号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第32条	放射性気体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
		2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第31条	放射性液体廃棄物の管理
	3) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第29条	放射性固体廃棄物の管理	有 (設備主管課の変更)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関する ことについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内 規）」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項に よる放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を 満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定 は、採用していないた め、保安規定に記載な し〕	—
	5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子 力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」 （平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・ 保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載して いること。	—	〔NR規定は、採用し ていないため、保安規 定に記載なし〕	—
実用炉規則第92条第3項 第16号 【非常の場合に講ずべき 措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第49条	頻度の定義	—
	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められてい ること。	第51条	原子力防災組織	—
	2) 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定めら れていること。	第52条	原子力防災要員	—
		第54条	原子力防災資機材等の 整備	有 (主語の明確化)
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報するこ とが定められていること。	第13条	廃止措置管理に関する 社内基準の作成	有 (基準作成対象と なる事項の追加)
		第55条	通報経路	有 (記載の適正化)
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定め られていること。	第57条	通報	有 (記載の適正化)
		第51条	原子力防災組織	—
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急 時における活動を実施することが定められていること。	第58条	緊急時体制の発令	有 (記載の適正化)
		第59条	応急措置	有 (記載の適正化)
		第60条	緊急時における活動	—
6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事 させるための要員として選定すること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について 教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設 置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する 従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3 項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災 管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第53条	緊急作業従事者の選定	有 (記載の適正化)	
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防 護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行 った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に 講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第61条	緊急作業従事者の線量 管理等	—	
8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められている こと。	第62条	緊急時体制の解除	—	
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第56条	原子力防災訓練	—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第17号 【火災発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第16条	地震・火災等発生時の措置	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第18号 【内部溢水発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5) その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第18号の2 【火山影響等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。 6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (主語の明確化)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第19号 【重大事故等発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (主語の明確化)
	2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	— (設置許可申請書及び同添付書類に該当の重大事故発生時における措置の記載なし)
実用炉規則第92条第3項第20号 【大規模損壊発生時の体制の整備】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。 i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。 iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6) その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7) 前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	有 (主語の明確化)
	2. 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	第17条	電源機能喪失時等の体制の整備	— (設置許可申請書及び同添付書類に該当の大規模損壊発生時における措置の記載なし)
実用炉規則第92条第3項第21号、22号 【原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第65条	記録	有 (主語の明確化)
	2. 実用炉規則第67条又は開発炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。	第65条	記録	有 (主語の明確化)
	3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められていること。	第66条	報告	有 (主語の明確化)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第9条	廃止措置主任者の職務等	—
	4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第66条	報告	有 (主語の明確化)
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第66条	報告	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第23号 【原子炉施設の保守管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22 原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められた「EAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。	第50条	保守管理計画	有 (各号炉(2号)の追記)
	2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第50条	保守管理計画	有 (各号炉(2号)の追記)
	3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	—	[予防保全を目的としてやむを得ず行う保全作業は行わないことから、保安規定に記載なし]	—
	4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。	第50条の2	溶接事業者検査の実施	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項第24号 【保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 ○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第50条	保守管理計画	—
実用炉規則第92条第3項第25号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第3条	品質保証計画	—
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。	第3条	品質保証計画	—
実用炉規則第92条第3項第26号 【廃止措置の管理】	○ 廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第10条	構成及び定義	有 (主語の明確化)
		第11条	運転員の確保	有 (運転員の必要人数変更)
		第13条	廃止措置管理に関する社内基準の作成	有 (基準作成対象となる事項の追加)
		第14条	引継	有 (主語の明確化)
		第16条	地震・火災等発生時の措置	有 (主語の明確化)
		第18条	安全貯蔵措置	有 (記載の適正化)
		第19条	工事の計画及び実施	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
		第20条	工事完了の報告	有 (主語の明確化)
		第21条	使用済燃料ピットの水位及び水温	有 (主語の明確化)
		第22条	施設運用上の基準の確認	有 (主語の明確化)
		第23条	施設運用上の基準を満足しない場合	有 (主語の明確化)
		第24条	施設運用上の基準に関する記録	有 (主語の明確化)
		第29条	放射性固体廃棄物の管理	有 (設備主管課の変更)
		第30条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	有 (主語の明確化)
		第31条	放射性液体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、H29.11.29 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第32条	放射性気体廃棄物の管理	有 (廃止措置計画の変更内容反映)
		第65条	記録	有 (主語の明確化)
実用炉規則第92条第3項 第27号 【その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	有 (編構成の見直し)
		第50条	保守管理計画	有 (各号炉(2号)の追記)
		第2条	基本方針	—
		第1条	目的	有 (編構成の見直し)
	2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。			
	3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。			
	4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。			